

平成30年11月秋田市議会定例会提出予定案件					
	件名	説明			
「 条 例 案 」 5 件					
1	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 中小企業振興推進会議委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 中小企業振興推進会議委員の報酬の額を日額7,000円とする。</p> <p>○施行期日 平成31年2月1日から</p>			
2	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 八橋運動公園の陸上競技場大型映像装置等の使用料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 八橋運動公園の陸上競技場の大型映像装置および夜間照明設備の使用料を次のとおり定める。</p>			
・ 大型映像装置					
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	4,500円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		9,000円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	2,250円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,500円	
・ 夜間照明設備					
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	20,500円
			2分の1点灯		10,250円
			4分の1点灯		5,120円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯		41,000円
			2分の1点灯		20,500円
			4分の1点灯		10,250円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	10,250円
			2分の1点灯		5,120円

		4分の1点灯	2,560円
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	全点灯	20,500円
		2分の1点灯	10,250円
		4分の1点灯	5,120円

- 2 八橋運動公園の陸上競技場の個人使用に係る使用時間の区分を廃止するとともに、規定を整備する。
- 3 八橋運動公園の陸上競技場のミーティング室の項を削る。
- 施行期日
平成31年3月1日から
- 3 秋田市障害福祉サービスセンター条例を廃止する件
- 廃止理由
障害福祉サービスセンターの民間移行に伴い、同センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの
- 施行期日
平成31年4月1日から
- 4 秋田市中心企業振興基本条例を設定する件
- 設定理由
中小企業の振興についての基本理念等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本市の経済の持続的な発展および市民生活の向上に寄与するため、この条例を設定しようとするもの
- 要旨
- 1 条例の制定の理念を明らかにするため、前文を設ける。
 - 2 この条例は、中小企業の振興についての基本理念を定め、および市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済の持続的な発展および市民生活の向上に寄与することを目的とする。
 - 3 この条例における用語の意義について規定する。
 - 4 中小企業者等の経営の改善および向上を図るための創意工夫および自主的な取組が促進されること等を基本理念とする。
 - 5 市は、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、および実施する責務を有することとする。
 - 6 中小企業者等は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善および向上に努めること等とする。

- 7 中小企業支援団体は、その事業活動を通じて、中小企業者等が経営の改善および向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めること等とする。
- 8 市民等は、中小企業の振興が、地域の経済の活性化等に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するよう努めることとする。
- 9 市は、中小企業の経営基盤の強化を図ること等を基本方針とする。
- 10 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針を定めなければならないこと等とする。
- 11 中小企業の振興に関する事項を調査審議するため、秋田市中小企業振興推進会議を置くこと等とする。

5 秋田市営住宅条例の一部を改正する件

○施行期日

平成31年2月1日から

○改正理由

市営住宅の共同施設として高梨台集会所および高梨台駐車場を設置するとともに、同駐車場の使用料の額を定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 主な共同施設に高梨台集会所および高梨台駐車場を加える。
- 2 高梨台駐車場の使用料を1区画1月につき2,200円とする。

○施行期日

平成31年4月1日から

「単行案」 13件

6 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件

○秋田県市町村総合事務組合を組織する大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散することに伴い、同総合事務組合規約の一部を変更しようとするもの

※提出根拠法：地方自治法第290条

7 公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標を定める件

○公立大学法人秋田公立美術大学が平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間に達成すべき第2期中期目標を定めようとするもの

		※提出根拠法：地方独立行政法人法第25条第3項
8	地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標を定める件	○地方独立行政法人市立秋田総合病院が平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間に達成すべき第2期中期目標を定めようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第25条第3項
9	秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件	○雄和観光交流館、雄和里の家、雄和観光農産物加工所、雄和ふるさと温泉、雄和コテージおよび雄和サイクリングターミナルの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 株式会社雄和振興公社 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
10	秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定する件	○勤労者総合福祉センター、中高年齢労働者福祉センターおよび勤労者体育センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
11	秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件	○職業訓練センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 職業訓練法人秋田中央職業訓練協会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
12	秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を指定する件	○農山村地域活性化センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 株式会社バウハウス

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
13	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件	<p>○太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 太平山観光開発株式会社 ・ 指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
14	市道路線を廃止する件	<p>○周辺地域における土地利用の変化により、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、市道路線を廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止路線 1路線 85.50m ※提出根拠法：道路法第10条第3項
15	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 2路線 延長95.15m ・ 認定後の市道路線延長 約2,019.6km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
16	市道川尻新屋線新川橋架替工事（下部工）請負契約の変更契約を締結する件	<p>○市道川尻新屋線新川橋架替工事（下部工）請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決年月日 平成29年8月28日 ・ 議案番号 平成29年議案第101号 ・ 工事場所 秋田市川尻若葉町地内ほか ・ 変更事項 契約金額「669,384,000円」を「724,491,000円」に変更するもの ・ 契約先 佐々木・秋田舗道・岡精特定建設工事共同企業体 ・ 変更理由 仮締切工における鋼矢板の打込みにおいて、転石等により打込みが困難となった

		<p>ため、打込工法を変更する 必要があることなどによる</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
17	<p>金足地区コミュニティセンター (仮称) 新築工事請負契約を締結 する件</p>	<p>○金足地区コミュニティセンター (仮称) 新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市金足小泉字上前55番地 ・契約金額 176,742,000円 ・契約先 林・小南建設工事共同企業体 ・工期 平成31年11月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 1,693.38㎡ 構造規模 木造平家建て 建築面積 592.47㎡ 延べ面積 546.37㎡ 施設内容 和室2室、調理室、多目的 ホール、事務室等 外構工事 一式 既存建物の解体工事を含む <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
18	<p>土地および建物を売り払う件</p>	<p>○一般競争入札に付した土地および建物を 売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 秋田市寺内蛭根三丁目85番4 宅地 5,428.76㎡ ・建物 秋田市寺内蛭根三丁目85番地 4 事務所 2,905.79㎡ ・契約先 社会福祉法人正和会 ・売払価格 202,654,200円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

「 予 算 案 」 14件

- 19 平成30年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
- 20 平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件
- 21 平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件
- 22 平成30年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件
- 23 平成30年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件
- 24 平成30年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件
- 25 平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件
- 26 平成30年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件
- 27 平成30年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件
- 28 平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 29 平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件
- 30 平成30年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 31 平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 32 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

「追加提案」

「人事案」 4件

- | | |
|-----------------------------|--|
| 33 秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件 | ○公平委員会委員佐々木俊幸氏の任期満了（平成30年12月25日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの
・任期4年
※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項 |
| 34 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員山本尚子氏の任期満了（平成31年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |
| 35 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員高井志津子氏の任期満了（平成31年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |
| 36 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 | ○人権擁護委員今野謙氏の任期満了（平成31年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
・任期3年
※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項 |